

2021(令和3)年度 定期監査(本庁・支所等)結果に基づく措置状況等の報告(個別事項)

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 2021(令和3)年度
3. 監査結果報告 2022(令和4)年2月16日

所属等	定期監査結果(指摘事項)	措置状況等
文化交流課	<p>阿山文化センターについて、上野図書館分館を含めた施設全体の業務量を考慮したうえで、適正な人員配置となるよう、引き続き連携し検討されたい。</p>	<p>【措置済】 措置日：令和3年4月1日</p> <p>施設内には現在、あやま文化センター2人、阿山図書室1人、阿山公民館(令和4年度から廃止)2人の人員配置となっています。</p> <p>あやま文化センター職員は、施設の受付業務や管理を行うほか、現在はコロナ禍のためイベント等は少なくなっていますが、自主事業の企画検討や準備、貸館事業での借主との調整、広報業務などの業務を行っており、その対応に職員2人は必要な状態です。</p> <p>また図書室には常時1人の配置が必要とのことから、現状として適正な人員配置と考えます。</p>
上野図書館	<p>分館職員(委託先)の配置について、ホール施設管理業務(文化交流課)を含めた施設全体の業務量を考慮したうえで、適正な人員配置となるよう、引き続き連携し検討されたい。</p>	<p>【措置済】 措置日：令和3年4月1日</p> <p>阿山文化センターは、文化交流課が所管し、指定管理による運営を行っています。同施設内に設置する阿山図書室は、阿山公民館兼図書館が所管し、業務委託による職員1名の配置で運営を行っています。公民館兼図書室には市職員2名が在籍していますが、令和4年度からは公民館廃止により市職員が不在となるため、図書室は上野図書館が所管し、継続して業務委託による図書室の運営を行います。図書室の配置人数1名は適正と考えておりますが、緊急時等には阿山文化センター職員と連携し対応します。</p>